

第11次江別市交通安全計画について

1 概要

交通安全計画は、交通安全対策基本法の規定に基づき、国、都道府県及び市町村が交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めるもの。

市では、国や北海道の策定に合わせて、昭和46年度から昭和50年度までを対象期間とする第1次交通安全計画以降、5年ごとに新しい計画を作成しており、平成28年度から令和2年度までを対象期間とする第10次交通安全計画の計画期間が終了したことから、令和3年度を始期とする第11次交通安全計画を作成する。

(1) 現在の状況

・国

第11次交通安全基本計画（令和3年度から令和7年度まで）を令和3年3月29日に決定

・北海道

第11次北海道交通安全計画（令和3年度から令和7年度まで）を令和3年7月7日に決定

(2) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

2 作成手順

江別市交通安全計画は、交通安全対策基本法の規定により、北海道交通安全計画に基づいて、江別市交通安全対策会議が作成する。

(1) 江別市交通安全対策会議

交通安全対策基本法に基づく計画の作成機関。国の関係地方行政機関の職員、北海道の職員、北海道警察の職員、市民公募委員及び市関係職員で構成。市長が会長。

- ・第1回会議 令和3年 8月 4日開催
- ・第2回会議 令和3年 8月17日開催
- ・第3回会議 令和3年10月 開催（予定）

(2) パブリックコメント

令和3年9月（予定）

(3) 計画決定

令和3年10月（予定）